平成30年度第1回在宅療養者の服薬管理に関する専門部会(平成30年6月28日(木)) 議事要旨

1. 「平成29年度在宅療養者の服薬管理に関する専門部会」の振り返り

2. 服薬支援体制について(主な意見)

〇在宅患者訪問薬剤管理指導(居宅療養管理指導)について

- ・患者は、制度の利用により薬局での薬の受け取りにかかる時間が不要となるほか、薬の受け 取りや配薬にかかる訪問看護・介護等サービスを他の支援に替えることができる。
- ・訪問薬剤管理指導について医療保険と介護保険では介護保険優先になるが、薬局では医療保 険の訪問薬剤管理指導を行っている患者が介護認定を受けたことを把握するのは難しい。ケ アマネジャーから薬局に対し情報提供するなど一層連携を図る必要がある。
- ・患者の退院に合わせて制度を円滑に開始するために、病院から薬局に対して退院時カンファ レンスへの参加を案内していただきたい。

○薬の飲み忘れ(服薬もれ)把握等のための課題

- ・医師としては、通院患者の服薬状況の確認について、多職種が在宅で関わっている訪問診療 の場合と比べてチェック機能が働きにくい。
- ・薬剤師は、薬局窓口で、患者が服薬できるかどうか確認し、不安がある場合には電話や訪問により服薬できているか確認すべきであり、全ての薬局が行うよう改善していきたい。
- ・医師は患者が内服している前提でいるため、患者の服薬もれにより効果が出ない場合に増量 したり作用の強い薬に変更し、さらに残薬が増えることがある。
- ・高齢者は、薬が余っていても医師の処方を拒否しないから、残薬がさらに増える傾向がある。
- ・薬剤師が医師に対し処方調整を依頼できる制度が診療報酬上可能になったが、主治医から患者の訴えがない等の理由で処方変更されないこともある。
- ・薬剤師は通院患者の服薬管理にさらに関与が必要だが、患者により支援方法は様々で、薬剤 師が気付かないこともあるため、多職種が連携して工夫していくべきである。

○服薬支援体制構築に向けた取り組みについて

- ・薬局及び在宅支援の関係者が、例えば共通の患者情報提供書式等、患者情報を確実に共有できる体制があるとよい。関係者が薬剤情報をわかりやすく共有できることが大切。
- ・在宅療養の支援者は、患者の地域生活の支援に際し、それぞれの役割を少し超えて連携して いく必要がある。
- ・薬剤師は、患者の服薬支援については必要に応じた処方の再設計が大切と考えており、患者が医師の処方どおりに服薬できていない場合には、患者が服薬しやすいように検討して、医師に対し処方変更を依頼することが重要であると考えている。